主文

被告人両名をそれぞれ懲役2年6月に処する。 未決勾留日数中、被告人Aに対しては120日を、被告人Bに対しては60日を、それぞれその刑に算入する。

理由

(罪となるべき事実)

(証拠の標目) ―括弧内の甲、乙に続く数字は検察官請求証拠番号―

省略

(補足説明)

1 弁護人は、判示家屋(以下「本件家屋」という。)については、Cと被告人Bとの間の売買契約締結により、その所有権は被告人Bに移転していたのであり、また、被告人両名は、本件家屋に火災保険契約が締結されていたことを知らなかったから、本件において、被告人両名には、いずれも自己の所有する非現住建造物に対する放火罪(刑法109条2項)が成立するにすぎない旨主張する。しかしながら、前掲関係各証拠によれば、弁護人主張の売買契約により本件家屋の所有権は被告人Bに移転していないと優に認められるから、判示のとおり、被告人両名には、他人の所有する非現住建造物に対する放火罪(同法109条1項)が成立するものと認められる。以下その理由につき補足して説明する。

そして、本件放火時までに代金は一切支払われていなかったことは前認定のとおりであるから、当時、本件家屋の所有権は被告人Bには移転しておらず、Cがこれを所有していたものと認められる。弁護人の主張は理由がない。

(法令の適用)

被告人両名の判示所為は、いずれも刑法60条、109条1項に該当するので、 それぞれその所定刑期の範囲内で被告人両名をそれぞれ懲役2年6月に処し、同法 21条を各適用して未決勾留日数中、被告人Aに対しては120日を、被告人Bに 対しては60日をそれぞれその刑に算入することとし、訴訟費用は、刑事訴訟法1 81条1項ただし書を各適用して被告人両名に負担させないこととする。

(量刑の理由)

本件は、被告人両名が共謀の上、本件家屋に放火してこれを全焼させたという非現住建造物等放火の事案であるところ、その動機は、被告人両名の供述によれば、居住していた本件家屋を競落人に明け渡さなければならなかったことなどからたきさていた本件家屋を競落人に明け渡さなければならなかったことなどかったとれるの表がいるできたとに絶望し、加えて、犯行当日、かねてよりいさかいの絶えな契機に、生き人Aの義姉から電話で判示のフェンスに関する要望を拒絶されたことを契機に、を企図するに至った経緯はとも、その手段として本件放火行為に及んがだな犯りを企図するに至った経緯はとも、その重慮の欠けた自己に至る経緯は必ずしたの生命、身体、もともなり、前記犯行の動機ないし犯行に至る経緯は必ずしもいさるを得ず、ももものではない。犯行態様をみると、欠け油を撒いたりいささないが、木造家屋である本件家屋の1階仏間にあり犯情は見くない。しかではないが、木造家屋である本件家屋の1階仏間にあり犯情は見くない。しからではないが、木造家屋である本件家屋の1階仏間にあり犯情は入れた上、したりがは大りである。とおり、被告人両名の刑事責任は相当に重いというべきである。

したがって、本件犯行は、前記の経過で被告人両名が自殺を企図して行った犯行であるところ、その間、被告人Aが極めて精神不安定な状態にあり、被告人Bがこれを支えてきた経過が認められること、本件家屋の所有者には相当額の火災保険金が支払われたものと考えられ、その財産的被害はさほどないと窺われること、被告人Bにはさしたる前科はなく、被告人Aには前科がないこと、被告人Aの心身の状況、被告人両名の反省の情その他弁護人が主張する諸事情を十分に考慮しても、本件は被告人両名ともにその刑の執行を猶予するのが相当な事案とは認められず、なお、刑期の点において、前記被告人両名のために斟酌すべき諸情状を十分に考慮した上、それぞれ、主文のとおり量定した次第である。

よって, 主文のとおり判決する。

平成16年8月31日 神戸地方裁判所第1刑事部 裁判長裁判官 杉森研二 裁判官 小倉哲浩 裁判官 沖 敦子